

要 旨

1 作成の背景

我が国の動物実験に関するいわゆる「2006 年体制」の整備以来、社会的に理解され支持され得る制度のもとで適正な動物実験等の実施が進められ、その成果は、医療・食農産業・生命科学・教育などの推進に大いに貢献してきた。この体制は、動物福祉の尊重のもと、各研究機関等が、そこで行われる動物実験を管理する「機関管理」を原則としており、現在までにこの体制が多くの研究機関等で整えられ、また、その第三者検証（外部検証）や動物実験に関する情報公開も進められて広く制度として定着してきたところである。一方、動物実験に関する公的な制度の基盤が設けられた 2006 年から 17 年以上が経った現在、国民や国際社会の信頼を得て生命科学に貢献する動物実験を実施するためには、全国共通の基本指針が定められていないなどの、いくつかの課題が残されている。

2 現状及び問題点

現在の機関管理制度をさらに安定的に継続し、基礎生命科学研究はもとより、今後その懸念がさらに高まるパンデミックを含む医療問題、あるいは食料問題をはじめとする多くの課題の解決のための動物実験を全国共通の基本方針で迅速に実施するには、下記の 3 つの問題が存在している。

特に重要な第一の問題は、現在の動物実験基本指針が、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省の 3 省に限定してそれぞれ独立に定められている点である。これは、我が国の動物実験を支える体制が統一されていないことを意味するだけではなく、これら 3 省以外の国の管轄下にある機関において進められる動物実験が、国の指針の管理の外で行われてしまう可能性を許容するものである。これら 3 省以外の諸省庁が管轄する動物実験を行う機関にも共通して適用される「共通基本指針」の策定とそれを遵守するための制度化が求められている。

第二の問題点は、現在の 3 省基本指針においては、外部検証とその結果の公開が「努めること」とのみされており、動物実験を進める機関の務めであることが明記されていないため、その実施が徹底されていないという現状がある。省庁や管轄の壁を越えて適用される上述の「共通基本指針」において、外部検証と検証結果の公開が動物実験を進める者の務めであることを明記する必要がある。

第三の問題点は、現在の 3 省指針においても、動物実験に関する「情報を公開すること」とはされているものの、公開された情報を一元的に把握する公的な制度が構築されていないため、やはり実効性が十分ではないという問題である。そのために、動物実験の全国的な実施状況と動向を可及的一元的に把握し公開化するための公的なシステムの構築とその運用が必要であり、その旨を省庁や組織を超えた「共通基本指針」に明記する必要がある。

3 報告の内容

上記の3点の問題点を解決、改善するために、省庁を超えた「共通基本指針」の策定と適用を制度化するとともに、各機関の外部検証の務め、及び公的な動物実験情報集約体制の構築を明記することを国の主導によって推進し、それを通じて、我が国の動物実験を、さらに広く、充実した制度として公的に整えていくことが必要である。これらを実現するには、研究者集団の総意に基づく提案とそれに対する行政や関係機関、そして広く社会からの理解と支援が必須である。このため、政府や関係機関及び社会に向けた提案として日本学術会議から意思の表出をすべきであると考えた。そこで、第25期日本学術会議実験動物分科会では、この問題について審議を行った。本報告は、その結果をとりまとめたものである。

具体的には、以下の3項目について合意に達した。

- (1) 文部科学省、厚生労働省及び農林水産省以外の諸省庁も含め、動物実験を行う公的な省庁・組織・民間が準拠しうる「共通基本指針」の策定と、それを遵守するための制度の実現が必要である。
- (2) 同指針中に、動物実験の透明性を担保するため、外部検証を受けることを各機関が責任をもって行うべき務め、すなわち責務であることを明記するとともに、すべての機関が外部検証を受けるための公的制度を整備する。このことにより、国民の動物実験の機関管理への信頼を高めるとともに、国際社会の中で日本の生命科学の評価をさらに高めることになる。
- (3) さらに、動物実験に関する情報の公開が責務であることを同指針中に明記するとともに、公表された情報を一元的に集約するための公的システムを構築し、我が国全体の動物実験に関する情報の把握を可能にする。

以上